吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

＿＿＿＿は改正箇所

| 現　　　　　　　　行 | 改　　　正　　　案 |
| --- | --- |
| ○吹田市国民健康保険条例 | ○吹田市国民健康保険条例 |
| 昭和35年８月12日条例第363号 | 昭和35年８月12日条例第363号 |
| （徴収猶予） | （徴収猶予） |
| 第21条　市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、６月以内の期間に限つて、徴収を猶予することができる。 | 第21条　市長は、納付者が次の各号のいずれかに該当して、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、１年以内の期間に限つて、徴収を猶予することができる。 |
| (１)　天災その他の災害を受けたとき。 | (１)　天災その他の災害を受けたとき。 |
| (２)　納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。 | (２)　納付者又はその者と生計を一にする者の疾病のため、異状の出費をしたとき。 |
| (３)　納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 | (３)　納付者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。 |
| (４)　納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。 | (４)　納付者がその事業又は業務に甚大な損害を受けたとき。 |
| (５)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 | (５)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 |